

## 9. その他の福祉

### 1) NHK放送受信料の减免

全額免除	半額免除
<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳を所持する方がいる世帯で、世帯構成員全員が村民税非課税の場合</li><li>・療育手帳を所持する方がいる世帯で、世帯構成員全員が村民税非課税の場合</li><li>・精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、世帯構成員全員が村民税非課税の場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・視覚又は聴覚障害の身体障害者手帳を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合</li><li>・身体障害者手帳1級・2級を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合</li><li>・重度の知的障がい者と判定された方（療育手帳Ⓐ・A）が、世帯主かつ受信契約者の場合</li><li>・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合</li><li>・特別項症～第1款症の戦傷病者手帳を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合</li></ul>

必要書類等	各種障害者手帳 ※申請書証明欄に村の証明を受ける必要があります。
窓口	役場福祉介護課
提出先	NHK水戸放送局 営業部（電話：029-232-9811）

### 2) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身体障がい者等が自ら又は家族の運転する車に同乗し、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際、利用証を掲示することにより駐車しやすくなります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳（視覚障害4級以上、聴覚機能障害3級以上、平衡機能障害5級、上肢機能障害2級以上、下肢機能障害6級以上、体幹機能障害5級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〔上肢2級以上・移動6級以上〕、内部障害4級以上）を所持する方</li><li>・療育手帳（Ⓐ・A）を所持する方</li><li>・精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級の方）</li><li>・介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上の認定を受けた方</li><li>・指定難病特定医療費受給者証を所持する方</li><li>・小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する方</li><li>・母子健康手帳を所持する方（妊娠7ヶ月から産後6ヶ月の方）</li></ul>
必要書類等	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を持参
窓口	役場福祉介護課
備考	車内のルームミラー等に掲げて使用。対象者1人につき1枚交付。 茨城県内全域ほか提携する他県でも利用可能。

### 3) 駐車禁止除外車の指定

身体障がい者等が自ら又は家族等の運転する車に同乗するとき公安委員会発行の許可証（駐車禁止除外指定車標章）を掲示することにより、やむを得ない場合、他の交通の妨げにならない等の要件に該当する場合に限り駐車禁止区域でも駐車することができます。

対象車両	身体障害者手帳等の交付を受けている歩行困難な方が現に使用中の車両で、公安委員会が必要と認めるもの ※身体障がい者の標章については「本人標章」とし車両を特定しない。
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳（上肢機能障害2級の2以上、下肢機能障害4級以上、体幹機能障害3級以上、視覚障害4級の1以上、聴覚機能障害3級以上、平衡機能障害3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〔上肢2級以上・移動4級以上〕、内部障害3級以上）所持者</li><li>・療育手帳（Ⓐ・A）所持者</li><li>・戦傷病者手帳所持者（上肢・下肢・内部障害：特別項症から第3項症、視覚・聴覚・平衡機能・体幹：特別項症から第4項症）</li><li>・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級に限る）</li><li>・小児慢性特定疾患児手帳所持者（色素性乾皮症患者に限る）</li></ul>
必要書類等	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は色素性乾皮症患者と証明する書類、運転免許証
窓口	稻敷警察署（電話：029-893-0110）

### 4) NTT電話番号案内の無料化（ふれあい案内）

104番への電話番号の問合せを無料で利用できます。事前に登録が必要です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳（視覚障害1級～6級、上肢・体幹・脳原性運動機能障害1・2級、聴覚障害2・3・4・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害3・4級）所持者</li><li>・戦傷病者手帳（視力障害の特別項症～第6項症、上肢障害の特別項症～第2項症、聴覚障害の第2・第4項症、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害の第1・第2・第4項症）所持者</li><li>・療育手帳所持者</li><li>・精神障害者保健福祉手帳所持者</li></ul>
必要書類等	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
窓口	ふれあい案内（電話：0120-104174 FAX：0120-104134）

## 5) 郵便料金の免除

視覚障がい者の方が、以下の対象郵便物を出す場合に郵便料金が免除されます。

対象郵便物	<ul style="list-style-type: none"><li>・視覚障がい者用の点字のみを内容とする郵便物</li><li>・視覚障がい者用の録音テープ等の録音物または点字用紙 (指定を受けている点字図書館、点字出版施設等あてに差し出す場合、 またはそこから差し出される場合)</li></ul> <p>※その他、免除・割引対象となる郵便物については、各郵便局窓口へお問い合わせください。</p>
問合せ	各郵便局窓口

## 6) 郵便による投票

身体に障がいがあるため投票所へ行くことが困難な方は、郵送による投票ができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・両下肢、体幹、移動機能障害1級・2級</li><li>・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害1級・3級</li><li>・免疫・肝臓機能障害1～3級の身体障害者手帳の所持者</li></ul> <p>※自ら投票することができないと認められる方は、代理記載制度を利用することができます。</p>
問合せ	美浦村選挙管理委員会（役場総務課内）

## 7) 携帯電話基本料金等の割引

各障害者手帳を所持している方は、携帯電話料金の割引サービスを受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者
内容	基本使用料の割引等、会社によりサービスが異なります
問合せ	各携帯電話会社の取扱店

## 8) 身体障がい者のための無料結婚相談・各種相談

専任の相談員が身体障がい者の方の結婚相談や各種相談に応じています。またイベント等を開催して交流の場を設けています。

対象者	身体障害者手帳の所持者
窓口	茨城県身体障害者福祉協議会 〒310-0851 水戸市千波町1918 セシヨウ・ウェルビーイング福祉会館内 (電話：029-243-7010 FAX：029-243-7018)

## 9) 利用料が免除される県の都市公園施設

下記の有料公園施設の観覧料や使用料等が全額又は半額免除になります。  
<利用方法：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参してください。>

都市公園名	電話番号	施設名
偕楽園	029-244-5454	好文亭（029-221-6570）
弘道館公園	029-231-4725	弘道館
堀原運動公園	029-251-8444	競技場、野球場、武道館
笠松運動公園	029-202-0808	陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスコート、球技場、野球場、児童スポーツ広場、室内水泳プール、アイススケート場、トレーニングルーム
砂沼広域公園	0296-43-6661	テニスコート、多目的広場
港公園	0299-92-5155	展望塔
洞峰公園	029-852-1432	多目的運動場、テニスコート、体育館、室内水泳プール
ヒロサワ県西総合公園 (県西総合公園)	0296-57-5631	テニスコート、多目的運動場、こども広場
笠間芸術の森公園	0296-72-1990	野外ステージ、茨城県陶芸美術館
大子広域公園	0295-72-5824	多目的運動場、テニスコート、室内水泳プール

※ 障がい種類及び等級によっては該当しない場合があります。くわしくは各施設にお問合せください。

## 10) NET119緊急通報システム

稲敷広域消防本部では、聴覚や発話に障がいのある方が、急病やケガ・火災・事故等の緊急時に自宅や外出先からスマートフォン・携帯電話を使い、素早く119番に通報することができるサービスを提供しています。

対象者	美浦村に居住し、聴覚や音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障がいがあり、音声での通報が難しい方
利用方法	NET119緊急通報システムは「事前登録制」のサービスです。 登録するスマートフォン・携帯電話をお持ちいただき、役場福祉介護課までお越しください。
利用料	利用料は無料です。ただし、通信料が別途必要となります。

利用可能なスマートフォン・携帯電話	NTTドコモ・KDDI・au・ソフトバンク等のスマートフォン・携帯電話で利用することができ、インターネット接続機能とメールを使用します。なお、迷惑メールの設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合があります。設定方法が不明なときは、各移動体通信事業者の店舗にお問い合わせください。
窓口	役場福祉介護課

## 11) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難と思われる方を登録しています。この名簿は、災害時の避難支援や安否確認などに利用します。

対象者	<p><u>在宅の方に限ります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者及び70歳以上の高齢者のみの世帯</li> <li>・介護認定3から5を受けている方</li> <li>・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方</li> <li>・療育手帳ⒶまたはAの交付を受けている方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方</li> <li>・難病患者</li> <li>・本人からの申出があり、自ら避難することが困難と村が判断する方</li> </ul>
必要書類等	<p>各種障害者手帳、介護保険被保険者証、指定難病特定医療費受給者証等 登録申請書兼情報提供同意書 ※登録（避難支援者へ情報を提供する）には、避難行動要支援者本人（または保護者）の同意が必要です。</p>
窓口	役場福祉介護課

## 12) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークを配布しています。

対象者	社会生活などにおいて援助や配慮を必要としている方。 ※障害者手帳の有無は問いません。
問合せ	役場福祉介護課

### 13) ミライロIDについて

障害者手帳の情報をスマートフォンに表示させるアプリです。公共交通機関や施設などで、料金の割引を受ける際の本人確認がスムーズになります。

また、手帳紛失のリスクの軽減や、手帳を人前で見せずに済むという利点があります。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
使用方法	1. ミライロID のアプリをアプリストアからダウンロードする。 2. 障害者手帳をスマートフォンで撮影して登録する。 3. 割引を受ける際に、アプリを提示して使用する。

## 10. スポーツ・文化・訓練

### 1) スポーツ大会

名称	内容	備考
地域身体障害者スポーツ大会	身体障がい者の健康の維持、体力の向上等をはかるため、毎年県南8市町村が合同でスポーツ大会を開催しています。	場所：8市町村いずれかの会場 期日：9月下旬頃
茨城県障害者スポーツ大会	知的障がいをもつ方々が家族や施設の関係者とともにスポーツやレクリエーションを楽しみ、自立と社会参加を促進するとともに県民の障がい者に対する理解と交流を深めるために開催されます。	場所：茨城県笠松運動公園 期日：9月中旬頃

### 2) 文化

名称	内容	備考
ナイスハート ふれあい フェスティバル	12月3日から12月9日までの障害者週間の行事として、障がい者による文化活動の発表及び作品等の展示を行い、障がい者の福祉の向上と県民の障がい者に対する理解を深めます。	場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館 期日：12月上旬頃

### 3) 機能回復訓練

名称	内容	備考
身体障害者山の 集い・銀輪 のつどい	身体障害者の社会参加促進を図 り、自然の中で機能回復訓練を行 うことを通じて、障がい者相互の 友愛の輪を深めます。	場所：未定 期日：10月～11月頃